

高知県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の6第1項において準用する同法第74条第1項の規定に基づく高知県後期高齢者医療広域連合の条例の制定又は改廃の請求、及び同法第75条第1項の規定に基づく高知県後期高齢者医療広域連合の事務の執行に関し、監査の請求をする場合の請求権を有する者の総数の50分の1の数は、11,762である。

令和5年6月19日

高知県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員長 木藤 善治

高知県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会告示第 5 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 6 第 1 項において準用する同法第 76 条第 1 項の規定に基づく高知県後期高齢者医療広域連合議会の解散の請求、同法第 80 条第 1 項の規定に基づく高知県後期高齢者医療広域連合議会の議員の解職の請求、同法第 81 条第 1 項の規定に基づく高知県後期高齢者医療広域連合の長の解職の請求及び同法第 86 条第 1 項の規定に基づく高知県後期高齢者医療広域連合の副広域連合長、選挙管理委員又は監査委員の解職の請求並びに同法第 291 条の 6 第 2 項の規定に基づく高知県後期高齢者医療広域連合の規約の変更を要請する請求をする場合の請求権を有する者の総数のうち、40 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数は、164,678 である。

令和 5 年 6 月 19 日

高知県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員長 木藤 善治